

午前9時00分 開会

傍聴人1名を許可

【福本委員長】 本委員会を録音したい旨の申請があったが、開会中のみの録音を許可してもよいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 録音を許可することとする。

委員の出席状況について報告する。全員出席である。

議 長 挨 拶

1 追加議案について（資料1）

【福本委員長】 市側に説明を求める。

※総務部長から、資料1に基づき説明

【福本委員長】 説明のとおりでどうか。

【赤嶺委員】 議案第37号について質問する。減額となる金額は具体的にいくらか。提案理由をもう一度説明いただきたい。

【総務課長】 今回減額となる金額は二月間、給料月額額の10分の3、概算で56万5800円の減額を考えている。今回の提案理由は、市長に関連する政治団体3団体の政治資金収支報告書が未提出であったことに関する市長の反省の思いに加えて市民に多大な御心配をおかけしたことに対する責任という意味で、減額を提案するものである。

【石田委員】 今の金額の詳細について、市長から何か壇上で説明はあるのか。

【総務課長】 提案理由の説明はあるが、金額まで説明するかは今のところまだ決まってない状況である。

【石田委員】 給与の減額について、市長は収支報告を行ったと言っているが、個人の支出でごまかしたという部分に整合性が取れない中で、収支報告を出していなかったことだけを取っての市長の反省ということなのか。

【総務課長】 今回のこの議案に関しては、市長に関連する政治団体3団体の政治資金収支報告書の未提出に関する議案ということになる。

【星野委員】 2か月間、10分の3を乗じた額を減額とする根拠となる背景を教えてください。

【総務課長】 本市のこれまでのこういった事例に対するもの、また他市での事案等も勘案した結果、10分の3、2か月間と提案するものである。

【星野委員】 参考にした他市の事案とは具体的にどのような事案か。

【総務課長】 令和5年度に、滋賀県甲賀市で給与月額額の10分の2を3か月減額という事例があり、本市と同じように、政治団体に対する収支報告書の未提出という事案であったので、それを参考にした。

【福本委員長】 ほかになければ、説明のとおりでよいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 これで、市側職員は退室する。

(総務部長、総務課長 退室)

【福本委員長】 今後の流れについて、事務局に説明を求める。

【議事係長】 本件については、明後日２６日、木曜日の本会議最終日において、上程される見込みであり、提案説明の後、審議・採決を求められるとのことであるので、御承知おきいただくとともに、所属会派の議員への周知をお願いします。

【福本委員長】 説明のとおりでどうか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それではそのようにお願いします。

【堀口委員】 通常だと議案提出の３日前ぐらいに通告して、質疑を行うと思うが、今回の議案については質疑できるのか。

【事務局次長】 現状の申合せは、議案に対する質疑の議長への通告は原則として質疑を行う本会議の３開庁日前の午後５時と申し合わされているが、今回は本会議まで３日を切ってから提案されているので、これまでの運用のとおり、通告の締切りは本日の午後３時である。それまでに、事務局を通じて議長に行っていたきたい。

２ 意見書（案）について（資料２）

（１）請願によるもの

①日米地位協定の改定を求める意見書（案）

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 本件は、６月１８日の本委員会で各会派に持ち帰っていただいている（１）－①について、修文の有無、提出者・賛成者の決定をお願いしますものである。

【福本委員長】 それでは、（１）－① 日米地位協定の改定を求める意見書（案）について、修文の有無を確認したい。

修文は、ないようなので、会派ごとに賛否を確認したい。

【中村委員】 自民党・新政クラブは賛成である。

【鳥淵委員】 公明党も賛成である。

【木村委員】 自由クラブも賛成である。

【堀口委員】 日本共産党も賛成である。

【吉田委員】 神奈川ネットワーク運動も賛成である。

【石田委員】 虹の会も賛成である。

【堀合委員】 立憲民主党も賛成である。

【星野委員】 大和維新× i R A I S Eは賛否を議場で明らかにする。

【福本委員長】 全会一致とはならなかったが、本件は会派からの提出ではないため、提出者については、賛成会派の中で持ち回りとしたいだろうか。

全 員 了 承

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 文案は原案のとおりとする。今回の持ち回りの順番から、提出者は、自民党・新政クラブ、賛成者は、公明党、自由クラブ、日本共産党、神奈川ネットワーク運動、虹の会、立憲民主党でお願いする。

【福本委員長】 説明のとおりでよいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、そのように決定する。

3 前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会の廃止について（資料3）

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 本件は、前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会の廃止について、本委員会からの委員会提出議案として資料3の議案を提出することでよいかを前回の本委員会で各会派に持ち帰っていただいております、本日協議をお願いするものである。

【福本委員長】 事務局から説明させたとおり、委員会提出議案として資料3の議案を提出することでよいかを各会派に持ち帰っていただいている。本日は、会派としての考えをまとめてきていただいていると思うので、順番にお聞きしていきたい。

【星野委員】 大和維新×iRAISEは賛成である。

【堀合委員】 立憲民主党も賛成である。

【石田委員】 前市長のパワハラ問題に関し、議会の在り方がどうだったか総括が必要で委員会立ち上げのときに私はその話をしたが、公共工事のことに焦点を絞ってということだったので委員会を閉じるならどうなるのかポイントである。そのため、虹の会は賛否を議場で明らかにする。

【吉田委員】 コンプライアンス推進課から再発防止策は議会の意見を聞きながら検討すると話があったが、どこで協議していくのかを議会として話し合っていきたいと思う。この委員会は閉じてよいと思うが、今後どうしていくか話し合っていくことが必要であると意見を付して神奈川ネットワーク運動は賛成する。

【堀口委員】 日本共産党も賛成だが、吉田委員も言われていたように調査報告書を受けてコンプライアンス推進課から今後、議会と議論しながらどういった資料が必要なのかも含めて調整していくと言われているので議会としてしっかりやっていかなければと思う。委員会を閉じること自体は賛成だが、議会としてこの問題にしっかり向き合っていかなければと意見を付す。

【木村委員】 自由クラブも賛成である。

【鳥渕委員】 公明党も賛成である。

【中村委員】 自民党・新政クラブも賛成である。

【事務局次長】 前回の本委員会で、調査特別委員会の廃止の手法が本委員会からの委員会提出議案

でよいかと諮られて、一度各会派にお持ち帰りいただいている。調査特別委員会を廃止すること自体は先月の前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会で既に合意しているので、前回持ち帰っていただいたのはあくまでも廃止の手法についてである。調査特別委員会の立ち上げ時は、本委員会から提出した委員会提出議案だったので、明日の最終日で廃止するのも、同様に本委員会から提出する委員会提出議案でよいかを前回お示しして、今日ここで諮られている場なので、話が戻って廃止自体が全会一致にならないことは想定し得なかったもので……。そうすると委員会提出議案ではなく議員提出議案になるのか、そうなったら出すとしたらどなたなのかも……。

【福本委員長】 石田委員は前回も意見を述べ持ち帰ったが、今回、神奈川ネットワーク運動と日本共産党は意見を付して賛成している。その意見の趣旨と虹の会の意見の趣旨は似ていると思うが、意見を付しての賛成ではなく議場で賛否を明らかにするということなのか。

【石田委員】 前回、各会派で議会の当時の在り方はどうだったか、どうすべきと思っているか各会派の考えを聞きたいと私が投げていると思うので、それを聞いてから判断したい。私が言っているのは、当時の議会の在り方、再発防止に関して資料が見えないなど、その対策が示されておらず、どう前に進めていくか見通しが立っていないことである。ただ、委員長の意向として一旦調査特別委員会は閉じたいとのことなので、それを尊重し廃止することに合意したい。

【井上委員】 今後のことに関しては、当時、小山前副市長が「今後の公共工事等が出てきた場合には、詳細な説明をするよう検討している。」と私と堀口副委員長の前で言っていた。公共工事は今はあまりなく、先日今までと異なると思ったのがコミュニティセンター下鶴間会館の工事の審査の際に、インプレスライドについてかなり詳細な、今まではないような説明をしていたことである。これは、行政側が議会側に対して一定の気遣いをしていると感じた。今後、公共工事が出てきたときには、こういったことが過去にあったことを踏まえ、そのときにしっかり審議することを話し合えばよいと思う。現状、何も公共工事が無い中で、こうするべきだみたいなものを決めてしまうよりは、出てきたときにしっかり決めたほうがよいと思う。今設置している調査特別委員会は、前期にやり残した公共工事のやり直しに関する調査特別委員会を誰が市長になっても、誰が議長になっても設置し、真相究明をしていただきたいという申し送りにより設置された経緯がある。今回ここで一定の結論が出たので、この公共工事のやり直し指示に関する調査特別委員会は閉じさせていただきたい。

【石田委員】 井上委員の意向に沿いたいと思う。

【福本委員長】 それでは全会一致となったので、資料3の内容で、本委員会からの委員会提出議案として、最終日の本会議に上程することによいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、そのように決定する。

本件は、明後日、26日、最終日の本会議において、日程第1として冒頭で議題とされる「前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会の調査報告」の次の日程で議題とされるので、御承知おきいただくとともに、所属会派の議員への周知をお願いする。

4 一括討論、一括採決の取扱いについて

【福本委員長】 本件は、6月18日（水）の本委員会で、各会派へ持ち帰りとなっていた件である。詳しくは事務局から説明する。

【議事係長】 6月18日（水）の本委員会において、26日（木）の本会議最終日で、議案第28号「物品購入契約の締結について」と、議案第29号「物品購入契約の締結について」と、議案第30号「物品購入契約の締結について」、以上3件を、一括討論、一括採決の扱いとすることについて、各会派にお持ち帰りいただいたものである。本件について協議、決定をお願いする。

【福本委員長】 事務局から説明したとおり、一括討論、一括採決とすることによいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、そのように決定する。詳細について、事務局に説明を求める。

【議事係長】 本会議最終日の流れについて説明する。議案第28号の日程の場面において、次の日程の議案第29号と、その次の日程の議案第30号を、一括討論、一括採決とすることについて、議長から諮られることになる。そこで異議なしの場合に、一括討論、一括採決となる。仮に異議ありの場合は、一件ごとの討論、採決となるので、あらかじめ御承知おきいただくとともに、所属会派の議員への周知をお願いする。

【福本委員長】 説明について、何かあるか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、所属会派の議員への周知をお願いする。

5 公社等経営状況の質疑について

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 今回は1名、星野議員から質疑通告があった。最終日の本会議日程中、基地政策特別委員会の中間報告の後に質疑予定である。質疑の範囲は報告書記載事項の範囲で、会議規則第55条の規定により、回数は2回までとなる。また、同規則第54条第3項に「議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない」と規定されており、過去に、2回目の質疑で、質疑ではなく意見を述べたため、最終日の本会議で発言を取り消した事例もあるので、御留意くださるようお願いする。

【福本委員長】 事務局から説明した事例もあったので、会議規則を遵守した上で、質疑の実施をお願いする。以上のとおりでどうか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、そのようにお願いする。

6 請願の訂正について（資料4）

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 既に6月19日の本会議でも机上配付しているが、去る6月6日に、「請願第7－2号、日米地位協定の改定を求める意見書を国に提出することを求める請願書」について、請願者から訂正願が提出された。資料4の1枚目が当該訂正願の写しであり、2枚目が、請願書に記載されている文

章について、訂正された内容を反映した請願文書表である。当該請願書は、既に委員会付託後であったため、議長から委員長にその旨が通知され、総務常任委員会では訂正後の内容で審査された。このため、明後日6月26日、最終日の本会議において、総務常任委員会委員長からの委員長報告の後、当該請願書を審議する前に、訂正された内容で審議・採決することについて、議長から諮られることとなる。このことについて、御承知おきいただくとともに、所属会派の議員への周知をお願いする。

【福本委員長】 事務局からの説明について、何かあるか。

【赤嶺委員】 事務局からの説明に対しての意見はない。しかし、この資料4が提出された経緯については意見を述べたい。今回、請願の訂正が行われたが、これは通常ないことである。紹介議員を追加することは理解できるが、内容が変わることは、非常にレアケースであると思う。そもそも請願なのだから紹介議員がいるわけである。紹介議員は紹介するときに、文章を読んでいるはずなので、その文書をそもそも訂正する必要がない形に整えた上で提出をしていただくのがこれまでの本来の形である。今後、請願の紹介議員になる議員は、事前に内容の精査を十分にした後で紹介議員になっていただきたい。

【福本委員長】 特になければ、そのようにお願いする。

7 委員会会議録及び委員長報告の変更時期について（資料5）

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 本件は、5月26日の本委員会で、委員会会議録及び委員長報告の変更について全会一致で合意され、実施時期は、改めて議長と相談の上、決定することとなった。この実施時期について、正副委員長が正副議長と相談された結果、本年12月定例会からの実施とされたいとのことである。

理由は次のとおりである。議長の指示で事務局が速記委託業者と調整したところ、業者側からは一定の準備期間をいただきたいこと、また、会議時間が比較的短い、当初予算、決算以外の定例会から、慎重に変更したいこと等の要望があった。これらを踏まえて、議長としては12月定例会から実施されたいとのことである。資料5に変更することが決定した点を記載しているので、読み上げる。

（資料5を朗読）

【福本委員長】 委員会会議録及び委員長報告の変更時期については、事務局から報告させたとおり、業者側の対応状況も考慮すると、12月定例会からとなる。本件について、何かあるか。

【石田委員】 5か月後というのは1定例会またぐので、遅いと言われても仕方ないと思う。ただ、いきなり早いタイトなスケジュール設定はリスクがあるという考えも分かるので、もっと早くできそうであれば、期間を変えることも考えてということだけお願いしたい。

【赤嶺委員】 今回の決定について、代表監査委員の意見を受けてという経緯があるので、監査事務局に一報入れていただくよう要望する。

【福本委員長】 ほかになければ、そのように決定する。

8 令和7年第3回定例会の会期日程（案）について（資料6）

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【事務局長】 令和7年第3回定例会は、8月28日（木）から9月25日（木）までの29日間の会期を予定している。8月28日（木）が本会議、委員会は9月1日（月）から5日（金）まで、記

載の5つの委員会である。8日（月）が委員会予備日である。総務常任委員会開催日である9月4日（木）の正午が一般質問の通告締切りである。9月17日（水）、18日（木）、19日（金）が本会議で一般質問、25日（木）が本会議で最終日となっている。また、9月16日（火）及び22日（月）に本委員会の開催を予定している。

【福本委員長】 説明のとおりでどうか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、そのように願います。

9 その他

【福本委員長】 その他について、皆さんから、何かあるか。

【堀口委員】 今回の一般質問で、私が市長から答弁をいただいたときに議事進行すればよかったのだが、答弁漏れがあった。質問の内容についてきちんと答えていただけなかったというところは、中継を見ていた市民からも指摘をされて、あれはそのままにしておいてはよくないのではないかと言われたので、市長には誠実にお答えいただきたいというのと、今回、一括で答弁する場面があり、そこは市民にとってもなかなか分かりづらい部分である。議会改革で一問一答に向けてこれから議論をしていくので、議会として早急に取り組んでいかなければいけないということを意見として申し上げたい。

【石田委員】 2点あるが、1つ目が以前の本委員会で私が各会派に考えをまとめてほしいと言った前市長の件について議会としての関わり方がどうだったか、委員長から各会派に伺ってみたい。

【福本委員長】 今、石田委員より前市長の一連の件に関して各会派の意見を求められているが、この件は、意見として伺ったと記憶しており、各会派に持ち帰りとはなっていない。

【石田委員】 この様子だと私から伝わっていなかった。前市長に対する裁判等で調査特別委員会を立ち上げてかなり厳しい立場でやってきて成果もありよかった。ただ、市民から言われるのは、議会の当時の在り方に関し総括が出ていないことである。それに対して課題がどうだったか、大きな報道がされる前になぜ大木前市長による職員へのパワハラに気づけなかったのか、一番歯止めにならなければいけなかった議会が動くことができず結果的に長期にわたってあのような状態が放置されたのは、議会として大きな課題である。今後、議会として具体的にどうしなければならぬかという議論が抜けていると思っている。そこを進めていくべきと私は考えているので、次の本委員会のときにでも各会派に諮っていただきたい。

【河端副委員長】 今、石田委員から意見があったが、各会派の意見を取り入れながら井上委員長にまとめていただいた今回の報告書のまとめの部分に既に入っているし、さらに調査をしてくださった弁護士、また一級建築士の方々からの意見も含めた議会としての提言も入っているので、議会としてどう取り組んでいくかはそこに含まれていると思う。それ以外に、まだ各会派の意見を聞きたいというのか。

【石田委員】 報告書で委員長がまとめていただいた言葉は、非常に重たいと思うし、素晴らしいと思っている。虹の会として、補足の意見でそこは肯定的に書かせていただいた。その上で、課題があったのであればそれを具体的にどう解決していくのか明確化していく必要があると思う。

【福本委員長】 石田委員から、前市長の一連の問題に関する議会の在り方について課題があったの

ではないか、またその件について解決していくべきではないか、について各会派の意見を聞きたいと意見があった。皆さんから意見はあるか。

【星野委員】 仮にそれを進めるにしても、どういう形式で、一体何の根拠を持ってどういう形で進めていくのかが全く分からないので石田委員は説明してもらいたい。

【石田委員】 特別委員会や検証委員会をつくるなど方法論はいろいろあるが、まずは各会派が必要を感じているのかから決めていかないといけない。必要性があるというのは私の意見であり、ほかの会派がどうかを確認しなければ進まない。

【星野委員】 それは、先ほど河端副委員長から発言があったとおり、各会派からの意見書なりで既に述べられていることではないのか。

【石田委員】 問題意識は合意を取れると私は思っている。それに対し気をつけていこうとしていくのか、具体的にどういうことが課題だったのか詰めていくかは大きく違うと私は思う。

【赤嶺委員】 つまり、何をまとめてくればよいと石田委員は言っているのか。

【石田委員】 前市長と議会の関わり方に課題があったと私は思っている。それに対して、ほかの会派が課題があったと思っているとしたら、どう認識しているかまとめていただき、解決していくために何をしていかなければいけないかも、出していきたい。

【赤嶺委員】 前市長と議会の関わり方に問題があったかなかったかと、問題があった場合どうするか。この二点でよいのか。

【石田委員】 そのとおりである。

【福本委員長】 石田委員から「次回の本委員会で、前市長と議会の関わりについて課題があればその課題、もし課題があつて解決が必要であれば、それをまとめてきてもらいたい」という意見があった。

【堀合委員】 根本的な問題として、我々立憲民主党とか大和維新× i R A I S E もそうだと思うが、大木前市長が市長だった時代には私たちは議員でなかったのだから、自己としての反省のやりようがない。それについて石田委員はどう考えているのか。

【石田委員】 いなかったから何とも言えないというのはそのとおりだと思う。だからと言って、この問題を野ざらしにしてよいのか。各会派から出てきた意見等は、この間に記録も残されているのでそれを確認して、会派の方向性を示してもらいたい。

【木村委員】 先ほど河端副委員長も言っていたように、第三者調査の結果報告も議会が動かしてあつた結論が出た。それで前市長の一連の問題については結論が出たと思っている。それ以上のものは出てこないと思うが、それでも石田委員が各会派の意見を聞きたいというなら、その内容を文字で示してもらいたい。

【井上委員】 調査特別委員会の委員長として報告書をまとめた当人なので発言したい。この報告書の中で議会として合意が取れているのは、恐らく第三者の弁護士から指摘された「市長という権力に対する監視は職員ではなく議会である」という結論であると思う。その上で、それでも足りないと思った部分を各会派から意見として出していただいた。監視は議会であるというのは大まかなまとめであるが、それをもってそれぞれの議員が議員活動を行っていくことが結論であると思っている。恐らく、会派としてまとめるとしても、そういったものしか出てこないと思う。委員長の立場としては、今回の報告書で各会派からの意見も資料として添付してまとめたので、これでよいのではと思っている。

【星野委員】 当時の大木前市長との関わり方において、条例に違反していたり、規則に違反してい

たまま進んだ事例はあったのか。

【福本委員長】 恐らくないと思われる。

【星野委員】 そうであれば、議員が規則やルール等に基づいて動いている中において、違法性があったわけでもなく、二元代表制の中で議決しながらルールどおり進めていたとのことである。個人の主観や倫理、正義などで変わってくると思うが、法律など枠組みの中で違法に進んでいなかった中で大木前市長との関わり方を問われることの意味が分からない。石田委員がそこを具体的にしていたかないと答えようがない。

【石田委員】 職員アンケートで様々指摘されたことは、当時の大木前市長のことだけではなく議員のこともあった。そこには私も名前が挙がっていた。そういったものも含めて議員側が当時どうだったのか考えていく必要があると私は思う。

【星野委員】 今、石田委員が言ったアンケートの中で議員が指摘されたことについて全ては公開できないとなると、なおのこと私たち一期目の議員にはあらゆる判断ができない。その情報を持っていないし、どの議員がどう指摘されたかも分からない中で大木前市長との関わり方はどうだったかと石田委員から問われても、違法性があれば罰せられるかもしれないが、そもそも私たちはその段階に認識が達していない。そのため、これについて答えられない。

【赤嶺委員】 今の石田委員の説明の中で、先ほどは前市長と議会の関わり方と言っていた部分が、前市長と議員に変わってしまっている。一体どちらなのか。

【石田委員】 私の議会という言葉は各党派という意味でもあり、また議員単体も含むし党派としての関わりも議会としての関わりも全てである。

【吉田委員】 報告書の中で意見がまとまったというのは分かるが、議会としてどうしていくのか、今後の再発防止に向けてなど石田委員の言うように考えていってもよいと思う。

【井上委員】 今、星野委員が言ったことはそのとおりである。この件については議員の任期をまたいでおり、今回の公共工事に関する元のデータは、前期に取った職員アンケートを基に公共工事のやり直しに関する部分だけをピックアップした。その際、当時回答いただいた職員との信頼関係を守るため、一期目の議員は関われないようにして前期に在職していた議員だけでアンケートをもう一度広げてデータを引用するやり方であった。これを立憲民主党や大和維新× i R A I S E に、大木前市長と議員の関わり方がどうであったのかを私たちと同じように意見をまとめるように言っても、彼らはそもそも大木前市長と直接接していないのだから答えの出しようがないと思う。

【石田委員】 本委員会や議会全体でというよりは、課題を持っている議員で、話し合いをする場を私がつくってもよいと思う。その中で方向性が見えてきたら提案するなど音頭を取っていこうと思う。いきなり本委員会全体でというのは、当時のことを知らない方・議員もいるため困難ということを理解できた。

【星野委員】 先ほど吉田委員も石田委員と同じように今回の報告書とは別に議会の在り方を考えていこうと意見を言われていたが、それを進めるにあたっても何を根拠に会議体を設置したいのか案を出していただかないと、あまりにも話がふんわりしすぎている。どういう根拠を持って何をやりたいというのが何も示されないまま、ただ進めていったほうがよいみたいな意見を出されても一切乗れないし判断ができない。もし、進めたいのであれば、どういう条文を根拠に何をやりたいのかを明確にこの場に示していただきたい。私たちはお茶会をやっているのではなく、議会をやっているので、吉田委員は根拠などをきちんと示していただきたい。

【石田委員】 本当は星野委員に一から十まで話をして共有できればよいが、それはこの場ではそぐ

わないのでこの話はここまでとする。

【福本委員長】 ではこの件に関しては以上としたいがよいか。

【赤嶺委員】 結局、各会派に持ち帰らないでよいということなのか。

【福本委員長】 そのとおりである。ほかに何かあるか。

【石田委員】 トランプ大統領がイランの核施設を攻撃し、その前はイスラエルが核施設を攻撃と報じられている。既に停戦の方向と報じられているが、世界的にリスクの高いことで緊急性が高いと判断し、虹の会として決議（案）を提案させていただきたい。文案は事務局に預けているので、委員長の許可があれば配付してもらってもよいか。

【福本委員長】 事前に各会派に持ち帰っていただいた意見書（案）については、先ほど日程２で協議・決定をしたが、虹の会から追加で１件決議（案）の提案があった。緊急の場合として、本日の議題とするかどうかを協議していただきたい。虹の会から説明等はあるか。

【石田委員】 資料を配付してもらってから説明する。

【福本委員長】 それでは、事務局に資料を配付させる。

（資 料 配 付）

【石田委員】 現在、アメリカとイスラエルがイランの核施設に攻撃している状況で、国際法上そして国連憲章にも明確に違反をする行為であると思う。つまり原子力災害が起こり得る。輸入に依存している我が国としては瞬く間に危機的状況に陥ることも考えられる。敏速におかしいという意思表示をしていかなければならないと考えており、今回提案した。

【福本委員長】 緊急の場合の会派からの意見書案、決議案について、事務局に説明を求める。

【事務局次長】 本委員会の申合せにより、会派からの意見書（案）、決議（案）についての提出期限は、「緊急の場合を除き、一般質問の前日の議会運営委員会に提出し、他の会派へ提示する。」とされている。今回の決議（案）の内容が「緊急の場合」に当たるかどうかを協議していただき、本日の議題とするかを決定していただきたい。本日急遽の提案ということでもあり、即座に会派としての判断ができない場合には、委員長の判断で再開時間を決めた上で、一旦休憩を取る事例も過去にはあった。

【福本委員長】 この後、休憩を取る予定だが今提案された決議について何か意見はあるか。

【赤嶺委員】 緊急かどうかの判断は緊急質問の判断と同じなのか事務局に確認したい。

【事務局次長】 決議（案）における緊急の場合の判断と緊急質問の判断は規定が別である。

【木村委員】 重要な内容には違いないが、暫時休憩していただき、回答したい。

【赤嶺委員】 緊急質問と判断の仕方が違うとのことだが、何をもって緊急かどうか判断したらよいのか。

【石田委員】 過去、提出期限を超えた後に提出された決議や意見書があったと思うが、どういったものがあつたか事務局からいくつか紹介してもらえないか。

【議事係長】 提出期限を過ぎて提出され、緊急と認められた場合の事例は記録として４つ残っている。平成３０年第２回定例会「学校施設や通学における安全性確保を求める決議」、平成２５年第４回定例会「米海軍厚木基地所属ヘリコプター着陸失敗事故の原因究明と再発防止を求める決議」、平成２４年第４回定例会「MV－２２オスプレイの本土訓練で厚木基地を使用しないよう求める決議」、平成２４年第１回定例会「米空母艦載機の部品落下に関し、原因究明と再発防止を求める決議」、以上４件である。

【石田委員】 事案は様々あって緊急性に合意できるかどうかポイントであり、明確に判断基準があるわけではないので持ち帰って判断するのが妥当であると思う。

【井上委員】 個人的には、災害が起き、本市が直接被害を受け、緊急で行政に対応してもらわなければならない事案や感染症などが緊急の事案に当たると考えている。この決議（案）を読んだが、おとといの情報だと、アメリカの発表では60メートル下の核施設を壊滅させたとされているが、イラン側の報道を見ると入り口を攻撃されただけで大したことはないとされている。このように情報が不確定な中で、緊急と判断するのは拙速と思う。

【石田委員】 核施設への攻撃自体がおかしいことを議会として意思表示していかなければいけないと思う。原子力災害等につながったときに波及してくる影響は甚大と思っている。イランは原油国であるためエネルギー価格の高騰や不足の状況が起こり得ると思う。輸入に依存している日本にとってはリスクと思っている。

【星野委員】 二点、不明点がある。まず、核施設の攻撃に関してそれが緊急性を伴うとのことだが、そもそも、まだ報道ベースでは核施設を破壊できているのか分からない。また、今朝の報道ではイランとイスラエルは停戦したとされており、そうなる原油への影響に関するリスクが下がったと判断すべきなので、この二点について整合性が取れない。

【石田委員】 停戦を行ったのは私の中では決議（案）の提出において大きなポイントではなく、原子力施設への攻撃は重たい行為と捉えていて、それに意思表示すべきであると思う。

【木村委員】 具体的な話も出てきているが、その辺も含めて一旦暫時休憩していただいて検討したい。

【星野委員】 休憩の前に共有しておきたい。国連憲章や国際法に違反する可能性があるのは事実である。しかし、その経緯を石田委員は見ていない。国際法は各国のバランスで見えるものであり、条文に書いてあることに違反したら駄目ということではない。そのため、国連憲章に書いてあることに違反したことをもってイコール違反であるとするのはまずいし、だから我々日本人、そして大和市議会として緊急に意見表明をしなければいけないというのは全くつながらない。別次元の話であり、国際法という国家の枠組みの話である。どこまでが許されるかは国際社会が判断することである。核施設への攻撃も入り口だけ少し壊れたのか、核施設を壊滅させたか未確定である。また、対象者が軍人か民間人かで大分違う。民間人に対する攻撃であれば虐殺だが、軍人に対する攻撃であれば一定程度認められている。そういう枠組みということをもまず大前提で共有したいのが一つで、そのあたりを皆さんに考えていただきたい。その上で、国際社会に対して、これを発信する意味があるのかどうか前提として考えていただきたい。

【福本委員長】 このあたりで、暫時休憩しようと思うが、各会派で決めてくることを整理したい。この内容を本日の議題にするかどうか話合うということでよいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、配付された決議の内容を確認していただき、この内容を本日の議題にするかを各会派それぞれ判断してもらうために、暫時休憩する。

午前10時13分 休憩

午前10時34分 再開

【福本委員長】 再開する。虹の会から提出された決議（案）を本日の議題としてよいか、各会派の意見を伺う。

【中村委員】 自民党・新政クラブとしては、緊急の議題としないと結論が出た。理由としては主に2つで、1つは国際社会、国際平和の非常に重要な問題ではあるが、非常に大きな問題で大和市議会としての領域を超えているということ。もう一つは先ほど井上委員からも話があったが、現地の情報もまだ不確定な部分があって、事態は刻々と変わっているので、今ここで緊急的な判断をして、議会として決議をするのは早計であるということ。この2つの理由から緊急の議題としないと結論を出した。

【鳥淵委員】 公明党も報道があっただけで状況も確認が取れていない中において、緊急性がないと思っている。

【木村委員】 自由クラブも、自民党・新政クラブが言っていたように状況が分からない中で、決議（案）として国に提出するか議題とすべき状態でなく、緊急性はないと判断した。

【堀口委員】 日本共産党は議題とすべきであると思う。決議（案）に載っているように、国際法、国連憲章に違反すると同時に、核施設への攻撃は、ジュネーブ条約にも違反する行為で、攻撃された方だけでなく周辺住民、国境を越えた地域の人、人道的にも強い被害が懸念される問題であると思う。大和市も、平和都市宣言で「すべての国の核兵器の廃絶と軍縮を全世界に強く訴えとともに、人類の永遠の平和を希求し、真の恒久平和を実現する」と明文化している。今回、停戦に入るか不確定な状況でありいつ停戦を撤回するかも分からない。紛争を解決することに一定の声を上げる必要があると申し上げて賛成する。

【吉田委員】 神奈川ネットワーク運動は、アメリカとイランが停戦したと発表があり現時点では判断が難しいので状況が分かった時点で決議を上げればよいという意見と、核施設を攻撃したことは絶対にあってはならないという意見が出た。神奈川ネットワーク運動は会派内で意見が分かれたが、大和市は平和都市宣言をしていることから、今回の件に抗議する決議を出すことは緊急性があると判断する。

【堀合委員】 会派として、議題にすべきという意見と、議題にすべきではないという意見で真っ二つに割れてしまい、議論は完全な平行線を見ることになった。そのため、立憲民主党では議題にすべきではないという結論に至ったと言わざるを得ない。

【星野委員】 大和維新×iRAISEは議題にすべきでないと考える。理由は、市議会の範囲を超えており、地方自治法や政治的に照らし合わせて逸脱行為だからである。

【福本委員長】 各会派からの意見が出そろった。緊急の場合に当たると判断した会派は日本共産党、神奈川ネットワーク運動、虹の会の3会派のみであり、ほかの5会派は当たらないと判断した。これを踏まえて御意見はあるか。

【石田委員】 全会一致しなければ、前に進まない話と思っているので時間をかけてどうのと申し上げるつもりはない。ただ、核施設を攻撃しトランプ大統領が停戦まで持っていったことで、核施設を攻撃する行為が正当だったように評価されかねない。また、民間人に甚大な被害が起こり得る行為を行ったことは、軍事施設を壊す目的以上の被害をもたらすことにつながるので緊急性があると私は判断した。しかし、合意が取れないということで理解した。

【福本委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 ただいまの協議の結果、全会一致とならないので、この議題については取り上げない

こととなる。

【福本委員長】 説明のとおりでよいか。

全 員 了 承

【福本委員長】 それでは、そのように決定する。

ほかになければ、以上で閉会する。

午前10時43分 閉会